

愛媛県地域維持型契約方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）のうち、維持管理工事の包括契約を実施する場合における必要な手続を定めるものとする。

(入札方式)

第2条 この要領により発注する工事の入札方式は、事前に入札参加を希望する者を募集し、その応募者の中から入札参加者を選定する方式（以下「公募型指名競争入札」という。）とする。

(対象工事)

第3条 この要領の対象は、次に掲げるものに係る維持管理工事の全部又は一部を包括契約により発注する県工事とする。

- (1) 道路
- (2) 河川
- (3) 砂防
- (4) 海岸
- (5) 港湾

2 この要領により発注する工事は、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定）に規定する評価項目「年間維持工事等の契約実績」の評価対象工事であり、その旨を公告において明らかにするものとする。

(公募の公告等)

第4条 入札執行者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第132条第1項の規定に基づき、県ホームページ（「入札情報（建設工事等）」及び入札執行部局等のホームページ。以下同じ。）により公告するものとする。

2 公募の公告は、別に定める標準公募公告例によるものとする。

(入札参加資格)

第5条 この要領による入札に参加する者（地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）で参加する場合における当該共同企業体の構成員を含む。）に必要な資格は、令第167条の6に規定する「競争に参加する者に必要な資格」として、概ね、次の事項を公告するものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）

- (2) 県の建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。（工事種別及び参加業者の等級格付、規模等を明示すること。）
- (3) 入札参加申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること（共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること）。また、事業協同組合（以下「組合」という。）が参加しようとする場合は、当該組合の組合員が他の共同企業体の構成員として入札に参加していないこと。
- (5) 本店、支店又は営業所の所在地等からみて、当該工事を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。
- (6) 当該工事を施工する能力があると認められること。（過去の施工実績基準等を明示すること。）
- (7) 当該工事に配置を予定する監理技術者又は主任技術者が適正であること。（必要な資格基準等を明示すること。）
- (8) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- (9) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。
 - ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
 - イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者
- (10) その他工事毎に必要と認める事項

（入札参加資格の決定）

第6条 前条に規定する資格は、設計金額5億円以上の工事については、愛媛県競争参加資格審査会の審査を経て知事が決定し、同5億円未満の工事については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 本庁発注工事

- ア 知事部局が発注するものにあつては、愛媛県競争参加資格審査会要綱（平成6年5月6日制定）第5の規
定に基づく審査を経て総務部長又は行政経営課長が決
定
- イ その他の機関が発注する工事にあつては、当該工
事を発注する機関において設置する検討委員会等の審
査を経て機関の長が決定
- (2) 地方機関が発注する工事にあつては、当該工事を発注する地
方機関において設置する検討委員会等の審査を経て地
方機関の長が決定

(入札参加申請書等及び入札参加資格確認資料の提出)

- 第7条 公募型指名競争入札に参加する者の入札参加資格を
確認するため、参加希望者から入札参加申請書（様式第1
号。以下「参加申請書」という。）又は地域維持型建設共
同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式第2号。以下
「審査申請書」という。）と合わせて、入札参加資格確認
資料（様式第3号。以下「確認資料」という。）の提出を
求めることとし、その旨を公告において明らかにするもの
とする。
- 2 参加申請書及び審査申請書並びに確認資料（以下「申請
書等」という。）は、県ホームページにおいて示す様式に
従い作成し、参加希望者が提出するものとし、提出方法及
び提出期間については、公告において明らかにするもの
とする。
- 3 公告において示す様式は、参加申請書については様式第
1号、審査申請書については様式第2号、確認資料につい
ては様式第3号に準じて作成するものとする。

(入札参加資格要件の確認及び入札参加者の選定)

- 第8条 入札執行者は、公募型指名競争入札の入札に参加し
ようとする者から提出された申請書等の内容（工事の実施
体制を除く。）を審査するとともに、工事の実施体制に関
して、入札執行者が指定した期間に確認資料が提出されて
いるかどうかを確認し、第5条に規定する入札参加資格を
満たすかどうかの確認を行うものとする。
- 2 発注者は、前項において入札参加資格を有すると確認で
きた者のうちから、工事の実施体制を審査し入札参加者
を選定するものとする。
- 3 前項において選定する入札参加者の決定は、第6条各号
に定めるところによるものとする。
- 4 入札執行者は、前3項において入札参加者として選定し
た者に対して、申請書等の提出期限の日の翌日から起算し
て10日（愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例
第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）
を含まない。）以内に指名通知を行うものとする。
- 5 入札執行者は、第1項から第3項までにおいて入札参加

者として選定しなかった者（以下「非選定者」という。）
に対し、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して10日
（休日を含まない。）以内にその旨を通知するものとする。

（非選定者に対する理由の説明）

第9条 非選定者は、前条第5項の通知をした日の翌日から
起算して7日（休日を含まない。）以内に、入札執行者に
対して選定されなかった理由の説明を書面により求めるこ
とができるものとし、その旨を公告において明らかにする
ものとする。

2 非選定者が説明を求める場合は、書面を持参すること
により行うものとし、書面の提出先と併せて、公告におい
て明らかにするものとする。

3 入札執行者は、第1項の説明を求められたときは、苦情
を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して10日
（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書
面により回答するものとし、その旨を公告において明らか
にするものとする。

（入札説明書の配布）

第10条 次に掲げる入札関連書類は、県ホームページに掲載
し、入札参加希望者が閲覧できるようにするとともに、入
札執行機関において配布するものとする。

(1) 入札に係る説明事項

(2) 申請書等及び工事の実施体制

(3) 愛媛県建設工事入札者心得

(4) 契約の保証について

(5) 設計図書等貸与申請書（閲覧書を設けて閲覧に供する
場合）

(6) その他工事毎に必要と認めるもの

（入札保証金及び契約保証金）

第11条 入札保証金については、規則第135条及び第136条
の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付す
るものとする。ただし、規則第137条に該当するものにつ
いては免除することがある。

2 入札保証金の免除については、第8条第1項の規定に基
づく入札参加者の選定の際に、規則第137条に該当するか
否かを判断するものとする。

3 契約保証金については、規則第152条及び第153条の規
定により契約金額の10分の1以上の額を納付するものとし
る。ただし、規則第154条に該当するものについては免除
することがある。

（開札の執行）

第12条 入札に際し、入札参加者に工事費内訳書の提出を求
めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとし
る。

2 入札及び開札の日時、場所については、公告において明

らかにするものとする。なお、公告時において確定していない場合は、別途入札通知書（指名通知）において明らかにするものとする。

（落札者の決定）

第13条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもつて入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

2 入札執行者は、落札者を決定した場合には、直ちに入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行なうものとする。（紙入札参加者に対する落札者決定の通知については、紙入札参加者が落札者である場合は、口頭又は文書によるものとし、紙入札参加者が落札者以外である場合は、県ホームページに入札結果を公表することをもって、落札者決定の通知に代えるものとする。）

3 入札執行者は、落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格の要件のいずれかを満たさなくなつた場合には、当該請負契約を締結しないことがある旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の無効）

第14条 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに愛媛県建設工事入札者心得及び愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（以下「運用基準」という。）等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の中止）

第15条 第7条第1項に規定する申請書等の提出がないとき又は第8条第1項の入札参加者の選定の結果、入札参加者として選定すべき者がいないときは、入札を中止するものとする。

（随意契約への移行）

第16条 第8条第1項において、入札参加資格を満たす者が1者又は2者（共同企業体の場合は1共同企業体又は2共同企業体）であるときは、当該1者又は2者から見積書を徴取のうえ、随意契約を行うことができるものとする。

（その他）

第17条 電子入札システムにより入札を行う場合は、この要領に定めるもののほか、運用基準によるものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

2 愛媛県土木部地域維持型契約方式試行要領（平成28年2月16日制定）は、廃止する。

3 この要領は、この要領の施行の日以後に公募の公告を行う工事について適用し、同日前に公募の公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日以後に公募の公告を行う工事について適用し、同日前に公募の公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日以後に公募の公告を行う工事について適用し、同日前に公募の公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。